

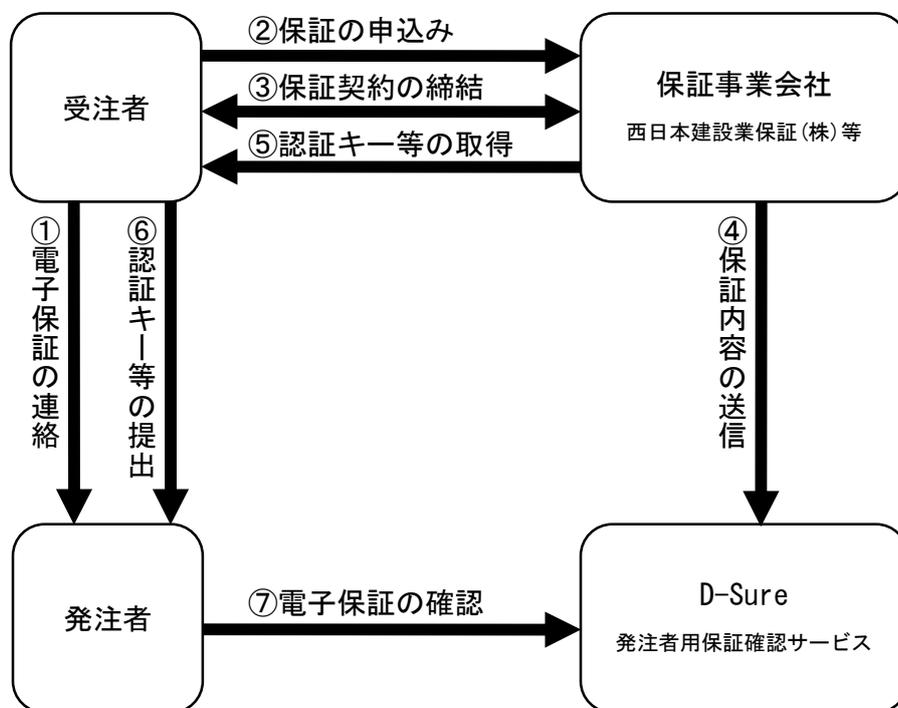
電子保証の導入について

阿波市では、受注者の契約事務における負担軽減、効率化等を目的として、契約保証及び前払金保証（中間前払金を含む。）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取扱いを次のとおり開始します。

1 対象

令和7年4月1日以降に締結する契約からとします。なお、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に規定する保証事業会社による契約保証、前払金保証（中間前払金を含む。）以外の電子保証の場合は、阿波市の承認が必要となりますので、事前に御相談をお願いします。

2 フロー（西日本建設業保証(株)の場合）



- ① 受注者は、発注者へ電子保証を行うことを伝える。
- ② 受注者は、保証事業会社へ保証を申し込む。
- ③ 受注者と保証事業会社は、電子保証により保証契約を締結する。
- ④ 保証事業会社は、D-Sure に保証内容を送信する。
- ⑤ 受注者は、保証事業会社から認証キー等を取得する。
- ⑥ 受注者は、【電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ】を電子メールにより発注者（工事等の担当課）に提出する。
- ⑦ 発注者は、D-Sure にアクセスし、電子保証の内容を確認する。

3 その他

電子保証の取扱い開始後も、書面による保証証書の提出は可能です。